

(18) 男女共同参画推進委員会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

男女共同参画推進委員会は、職員の就業及び教育研究活動等での男女共同参画（次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る事項を含む。）を推進することを目的として、平成20年度に設置された。

イ 組織の構成及び構成員等

男女共同参画推進委員会は、学長が指名した学系長又は専攻長、学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）男女各1人、学長が指名した附属学校教員1人、学長が指名した事務系職員男女各1人、人事課長、その他学長が指名した者若干人をもって組織する。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況等**

令和6年度は1回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 上越教育大学女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画
- ii) 男女共同参画推進に係る講演会の実施

ウ 重点的に取り組んだ課題や取組状況

- i) 「国立大学法人上越教育大学女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」について取り組みを実施してきたが、令和6年で計画期間が終了するため、令和7年度も引き続き実施することとし、このことについて、ポータルサイト及びホームページにおいて学内外に周知し、また、職員に対して目標達成のための協力依頼を行った。
- ii) 学内における男女共同参画の推進を目的に、令和6年度男女共同参画推進講演会を実施した。
- iii) 男女共同参画推進の情報提供、広報等に関する取組として、他機関における男女共同参画推進に係る講演会等の情報をポータルサイト等により教職員に周知した。
- iv) 配偶者が出産予定である旨を申し出た男性職員に対して、育児休業等について個別に説明を行い、男性職員の育児休業等の取得促進を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

引き続き、教職員に対し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を実施する。